**Ⅴ　名称変更の登記**

**１．登記期間**

　　総会(総代会)で組合の名称を変更する定款の変更を議決した場合、行政庁の認可を受け、定款変更認可書が組合に到達した日から２週間以内に主たる事務所の所在地において変更の登記を行わなければなりません。

**２．添付書面**

　(1)　定款変更を議決した総会(総代会)の議事録

　　　　定款変更を議決した総会(総代会)の議事録を添付しなければなりません。

　　　　なお、添付すべき総会(総代会)議事録は定款変更認可書に添付された総会(総代会)議事録を援用することができます。

　　　　定款変更認可書に添付された総会(総代会)議事録を援用する場合、定款変更を議決した総会(総代会)の議事録の謄本を添付しなければなりません。

(2)　定款変更認可書及びその謄本

添付した定款変更認可書の原本還付を請求することになりますので、定款変更認可書及びその謄本を添付しなければなりません。

　　　※定款変更を議決した総代会の議事録を添付する場合、総代会を設置していることを証する定款を添付しなければなりません。

(3)　委任状

　　　　代理人により登記申請を行う場合、委任状を添付しなければなりません。

**【名称変更の登記申請書式例】**

法務局で受付判を押すので、約８cm程度の余白を設ける。

捨

印　　　　　　　　　　　　　代理人の認印

**事業協同組合変更登記申請書**

１．会社法人等番号　　 0000-00-000000(１２桁)

　　 フ リ ガ ナ　　　 ○○○○

１．名　　　　　称　　 ○○○○協同組合**【注】1**変更前の名称

１．主たる事務所　　 新潟県○○市○○町○丁目○番○号**【注】2**

１．登記の事由　　 名称変更

１． 認可書到達年月日　　令和○○年○月○日

１． 登記すべき事項　　令和○○年○月○日名称変更**【注】3**

名称　○○○○協同組合　　　　　　　　　　変更後の名称

**【注】4**

１．添付書類 総会(総代会)議事録(定款変更認可書に添付のものを援用)　１通

定款変更の認可書（原本還付）　　　　　　　　　　　　　　　　　 　１通

委任状　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 １通

※総代会議事録を添付する場合、総代会を設置していること

を証する定款を添付する必要があります。

上記のとおり登記の申請をする。

令和○○年○月○日　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　法務局へ申請書を提出する日

新潟県○○市○○町○丁目○番○号　　　　　　　　　　　　　主たる事務所の所在場所

申請人　　　　○○○○協同組合　　　　　　　　　　　　　 変更後の名称

新潟県○○市○○町○丁目○番○号　　　　　　　　　　　　　代表理事の自宅住所

代表理事 ○　○　○　○

新潟県○○市○○町○丁目○番○号 　　　　　　　　　　 代理人の自宅住所

上記代理人 ○　○　○　○　㊞　　 　 　　　　　　　　　　代理人の認印**【注】5**

連絡先の電話番号　　○○○-○○○-○○○○

新潟地方法務局　　　御中

|  |  |
| --- | --- |
|  | **【注】1**申請書の「名称」の上部に、法人名のフリガナを記載する。  ※フリガナは法人の種類を表す部分を除いて、カタカナでスペースを空けずに詰めて記載する。 例：協同組合  **【注】2**　主たる事務所、代表理事、代理人の住所が新潟市内である場合は、新潟県を省略することができる。  **【注】3**　認可書の到達日を記載する。  **【注】4**　総会(総代会)議事録の謄本を添付した記載例である。原本を添付する場合は(　)書きを削る。  **【注】5**代表理事が申請人となる場合は、代理人の住所及び氏名を削り、代表理事は登記所に届出ている  代表理事印を押印する。 |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 捨

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　印 　 　 代表理事印

**委　　任　　状**

　私は、新潟県○○市○○町○丁目○番○号、○○○○を代理人として、次の行為を委任する。

１．当組合の名称変更の登記を申請する一切の件

１．原本還付請求並びに受領の件

１．定款変更認可書到達年月日　　　　令和○○年○月○日

　令和○○年○○月○○日　　　　　　　　　　　　 定款変更認可書到達日から登記申請日までの日

　　　新潟県○○市○○町○丁目○番○　 　　　　　　　主たる事務所の所在場所

○○○○協同組合　　　　　　　　 　　　　　　 　新組合名

　　　　　代表理事　○　○　○　○　　㊞ 　　　　　　　　　代表理事印